

## 告 示

### 埼玉県さいたま県土整備事務所長告示第五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十八年四月一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県さいたま県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十八年四月一日

埼玉県さいたま県土整備事務所長 伊 藤 雅 幸

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 朝霞蕨線
- 三 道路の区域

<p>新 B</p>	<p>旧 A</p>	<p>旧 新 別</p>
<p>蕨市錦町六丁目一七八四番七地 先から同市錦町六丁目二二〇〇 番一地先まで</p>	<p>さいたま市南区辻八丁目一七三八 番一地先から蕨市錦町六丁目二 二〇六番一地先まで</p>	<p>区 間</p>
<p>九・三四 ） 二九・一五</p>	<p>八・六〇 ） 一五・一二</p>	<p>敷地の幅員 (メートル)</p>
<p>四九三・六七</p>	<p>四一三・二〇</p>	<p>延 長 (メートル)</p>
<p>旧道のさいたま市南区辻八丁目一七三八番一地先から蕨市錦町六丁目二二〇六番一地先までは、蕨市に引き継ぐ</p>		<p>備 考</p>